

分類コード	X 1 - 1 - 1 - 0 2
保存期間	10年(令和17年12月31日)

秋 本 運 第 4 9 号
令 和 7 年 3 月 2 1 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

行政処分手配者に対する出頭命令に関する事務取扱要領の制定について（例規）

行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務については、「行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務取扱要領の一部改正について（例規）」（令和2年4月14日付け秋本運第327号。以下「旧例規」という。）に基づき行ってきたところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第97号。）の施行に伴い、個人番号カードと運転免許証（以下「免許証」という。）の一体化に関する規定が整備され、免許証の保管に関する規定が廃止されることから、「行政処分手配者に対する出頭命令に関する事務処理要領」を別添のとおり制定し、令和7年3月24日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は3月23日をもって廃止する。

この担当 運転免許センター行政処分係（☎735-262）

別添

行政処分手配者に対する出頭命令に関する事務処理要領

第1 総則

1 趣旨

この事務処理要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第104条の3第2項（法第107条の5第11項において準用する場合を含む。）の規定による出頭命令（以下「出頭命令」という。）等に関する事務の円滑かつ適正な処理を行うため必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「処分書」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）別記様式第19の3の3、別記様式第19の3の4、別記様式第19の3の4の2及び別記様式第22の6の処分書をいう。
- (2) 「出頭命令書」とは、府令別記様式第19の3の5及び別記様式第22の6の2の出頭命令書をいう。
- (3) 「出頭命令通知書」とは、府令別記様式第19の3の6及び別記様式第22の6の3の出頭命令通知書をいう。
- (4) 「行政処分手配者」とは、所在不明、不出頭などの理由により処分書の交付を受けず、警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施細則（令和7年3月10日付け警察庁丁運発第112号ほか。以下「運転者管理業務実施細則」という。）に定める処分手配登録（以下「処分手配登録」という。）をされた行政処分未執行者をいう。
- (5) 「出頭命令手配者」とは、法第104条の3第2項の規定に違反して指定された日時・場所に出頭せず、運転者管理業務実施細則に定める出頭命令手配登録をされた者をいう。
- (6) 「認知警察官」とは、行政処分手配者の所在を知った警察官をいう。
- (7) 「所属署等」とは、認知警察官の所属する警察署及び警察本部の所属をいう。
- (8) 「所属署長等」とは、所属署等の長をいう。
- (9) 「認知県警察」とは、行政処分手配者の発見場所を管轄する都道府県警察をいう。
- (10) 「手配県警察」とは、処分手配登録をした都道府県警察をいう。
- (11) 「住所地県警察」とは、行政処分手配者の住所地を管轄する都道府県警察をいう。

3 都道府県警察相互の連絡、協力

行政処分手配者が発見された場合における処分の理由等の照会、出頭日時及び場所の指定の協議、処分の執行依頼等の事務は、認知県警察、手配県警察及び住所地県警察相互の緊密な連絡と協力の下に行うものとする。

第2 行政処分手配時の事前措置

1 行政処分手配者名簿の整備等

(1) 行政処分手配者名簿の作成

交通部運転免許センター長（以下「免許センター長」という。）は、処分手配登

録をしたときは、当該行政処分手配者について行政処分手配者名簿（様式第1号。以下「名簿」という。）を作成し、認知警察官からの照会に対して正確に回答することができるように必要な整備をしておくものとする。

(2) 名簿の引継ぎ

名簿は、執務時間外においても照会に応じることができるようにするため、執務時間終了時には交通部運転免許センター（以下「免許センター」という。）の当直員に引き継ぐものとする。

2 出頭日時及び場所の指定に関する措置要領

免許センター長は、認知警察官から出頭命令に係る出頭日時及び場所について協議を受けた場合の措置は、次の要領によること。

(1) 行政処分手配者が、本県に居住している場合

ア 手配県警察が本県である場合

出頭日時は、協議の日から10日後（平日に限る。期日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、直後の平日を期日とする。）の午前9時から午後4時までの間とすること。

出頭場所は、免許センターとし、これによりがたい場合は、手配者の住居地を管轄する警察署を指定することとする。

イ 手配県警察が本県以外の場合

出頭日時は、協議を受けた日から2週間後（平日に限る。期日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、直後の平日を期日とする。）の午前9時から午後4時までの間とすること。

出頭場所は、アに準ずること。

(2) 行政処分手配者が、本県に居住していない場合

行政処分手配者の住所地を管轄する県警察及び手配県警察の行政処分担当課長に通報し、協議の上、出頭日時及び場所を指定することとする。

(3) 出頭日時及び場所の記録

免許センター長は、指定した出頭日時及び場所について、処分手配者出頭日時指定記録表（様式第2号）に記録し、当該行政処分手配者の出頭日時等を管理すること。

(4) その他

行政処分手配者に係る運転免許が、法第101条第1項の更新期間内であるときは、出頭日時について、原則として有効期間の満了日以前の日を指定すること。

第3 行政処分手配者発見時の措置要領

1 認知警察官の措置等

(1) 照会センターへの照会時の確認項目

認知警察官は警務部デジタル推進課照会センター（以下「照会センター」という。）から行政処分手配者である旨の回答を得たときは、手配年月日、手配県警察、行政処分手配者の氏名、生年月日、運転免許の保有状況、対象者が免許証を有する者である場合は免許証番号、免許情報記録個人番号カードを有する者である場合は免許情報記録番号、処分種別及び処分日数を確認すること。

(2) 出頭命令

ア 処分手配の内容説明と手配県警察の行政処分担当課への照会

行政処分手配者を認知したときは、出頭命令の措置を講ずることとなるが、処分手配者から、

- ・処分は既に執行されている
- ・処分の根拠となった違反、事故を思いつかない

等の抗弁を受けたときは、免許センターを通じ、手配県警察の行政処分担当課に照会し、

- ・前回処分以降の違反データ（違反日時、違反場所、違反種別、違反点数）
- ・前歴回数
- ・累積点数

等を確認し、処分理由等を本人に説明した上で、出頭命令等の措置を講ずるものとする。

イ 出頭日時及び場所の指定の協議

認知警察官は、免許センターを通じ、手配県警察の行政処分担当課と協議の上、出頭日時及び場所を指定するものとする。

なお、発見された時の行政処分手配者の現住所が、処分手配時の住所と異なる場合は、住所地県警察において処分書の交付を行うこととなるので、現住所及び連絡先を確認し、住所地県警察の行政処分担当課と手配県警察の行政処分担当課が協議し、出頭日時及び場所を指定するものとする。

(3) 出頭命令通知書の作成

出頭命令通知書は、法第104条の3第3項の規定により、行政処分手配者の住所地を管轄する公安委員会に対して送付することとなるが、処分手配登録をした公安委員会と住所地を管轄する公安委員会が異なる場合には、処分手配登録した公安委員会に対しても出頭命令通知書を送付することとなることから、写しを確実に作成するものとする。

(4) 事後措置

出頭命令書を交付した場合には、交付日翌日までに、出頭命令通知書（写しを含む。）及び出頭命令書の写し（以下「出頭命令通知書等」という。）を所属署長等に提出するものとする。

2 所属署長等の措置

認知警察官から出頭命令通知書等を受領した所属署長等は、免許センター長に報告の上、必要な指示を受け、関係するの所属長等に対して出頭命令通知書等を送付するとともに、送付状況を名簿に記録しておくものとする。

なお、送付する出頭命令通知書等は次のとおりとする。

ア 手配県警察の行政処分担当課

出頭命令通知書（手配県警察と住所地県警察が異なる場合は、出頭命令通知書の写し）

イ 住所地県警察の行政処分担当課

出頭命令通知書（住所地県警察と手配県警察が異なる場合に限る。）

ウ 免許センター

出頭命令書の写し

3 免許センター長の措置

(1) 手配県警察及び住所地県警察が本県である場合の出頭日時及び場所の回答

免許センター長は、認知県警察の行政処分担当課等から協議を受けたときは、第2の2に定める措置要領に基づき、行政処分手配者が出頭日時及び場所を速やかに回答するものとする。

(2) 事後措置

ア 認知県警察が本県の場合

所属署長等から報告を受けた免許センター長は、手配県警察及び住所地県警察の行政処分担当課に、行政処分手配者に出頭命令を行ったことを連絡するものとする。

イ 手配県警察が本県の場合

(ア) 処分執行に向けた措置

認知県警察の行政処分担当課から連絡を受けた免許センター長は、速やかに処分執行の措置を講ずるとともに、住所地県警察が本県と異なる場合は、行政処分手配者が出頭日時までに、住所地県警察の行政処分担当課に対して処分執行依頼を行うなどの措置を講ずるものとする。

(イ) 指定日より早い日への変更要求があった場合の対応

出頭命令書の交付後に、行政処分手配者から指定日より早い日に出頭したい旨の依頼があった場合には、出頭命令通知書、処分書等の到達に要する期間等を考慮し、出頭日時を再指定するものとする。

(ウ) 法第109条による出頭命令を受けた行政処分手配者に対する措置

交通違反の事務手続が終了した時点で、法第104条の3第2項による出頭命令の措置を講ずるものとする。

(エ) 出頭命令の適切な管理

免許センター長は、出頭命令の措置が講じられたときは、当該出頭命令を受けた者について、出頭命令対象者名簿（様式第3号）により、出頭命令に関する情報を管理するものとする。

(オ) 行政処分手配者の出頭時の措置等

a 処分書等の交付は、あらかじめ口頭で処分の内容を告知した上で、処分を執行するものとする。

b 処分書等を交付する際は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に定める不利益処分に対する不服申立てに関する手続を書面で教示するものとする。

c 更新期間が到来した行政処分手配者が出頭したときは、取消処分対象者については直ちに処分を執行し、停止処分対象者については更新手続き終了後に処分を執行するものとする。

ウ 住所地県警察が本県の場合

手配県警察の行政処分担当課から処分執行依頼を受けた免許センターは、出頭

した行政処分手配者に対し前記第3の3(2)イ(オ)に準じて処分を執行するものとする。

4 経過措置

改正法施行前の規定により保管されている免許証又は国際運転免許証若しくは外国運転免許証の保管及び返還並びに保管証については、改正法附則第5条において従前の例による旨定められていることから、その取扱いに留意する。

第4 出頭命令に従わなかった者に対する措置

1 過料事件の取扱い

改正法により、出頭命令に違反して指定された日時・場所に出頭しなかった場合は、10万円以下の過料に処せられる規定が新設された。

過料事件は、原則として過料に処せられるべき者の住所地の地方裁判所の管轄とされており、手続の開始は裁判所の職権によるところとなる（非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第119条等参照）。よって、過料事件の発生を認めた場合、免許センターが各地方裁判所に通知することとなる。

また、出頭命令に際しては、上記過料が新設されたことを念頭に、当該出頭命令を受けた者に対して、出頭命令に従わず指定された日時・場所に出頭しなかった場合は過料に処される可能性がある旨説明し、出頭を担保すること。

2 運転者管理業務への登録等

(1) 出頭命令手配登録

出頭命令を受けた者が当該出頭命令に従わず指定された日時・場所に出頭しなかったときは、運転者管理業務実施細則に定める出頭命令手配登録を行うものとする。

(2) 出頭命令対象者名簿への追記

第3の3(2)イ(エ)の様式第3号に、出頭命令に違反して指定された日時・場所に出頭しなかった旨を追記し、出頭命令手配者の所在を知った認知警察官からの連絡に対して適切に対応することができるよう必要な整備をしておくこととする。

(3) 出頭命令手配者発見時の措置要領

出頭命令手配者の所在を知った警察官は、第3の1(1)に準じて、照会センターに確認するとともに、免許センターに報告すること。

報告を受けた免許センターは、手配県警察の行政処分担当課と協議の上、当該出頭命令手配者に対して速やかに処分が執行されるための措置を講じること。

なお、本県が手配県警察である場合は、1の通知要領に従い地方裁判所に過料事件の通知を行うなど適切に対応すること。

(4) 出頭命令手配者の住所地が別にあるときの措置要領

出頭命令手配者の所在を知った場合において、出頭命令手配者の住所地を管轄する都道府県警察が、手配都道府県警察と別であるときは、免許センター長は手配都道府県警察へ連絡し、処分執行依頼を行うなど、当該出頭命令手配者に対して速やかに処分が執行されるための措置を講ずること。また、過料事件の通知は過料に処せられるべき者の住所地を管轄する地方裁判所に行うとされていることから、出頭命令手配者の住所地を管轄する都道府県警察の行政処分担当課と連携して当該都道府県警察から1の通知要領により通知がなされるように適切に対応すること。

[illegible]

処分手配者出頭日時指定記録表

受理年月日	年 月 日 午 前 ・ 後 時 分				受理者	
処分手配者	現住所					
	職業		勤務先			
			電話番号			
	氏名					
	生年月日	年 月 日 生 (歳)				
	免許番号	第 号		交付日 (記録日)	交付・記録 公安委員会	保有形態
免許情報 記録番号	第 号				マイナのみ 免のみ 2枚持ち	
手配年月日 及び手配番号	手配 年月日	年 月 日	手配番号 (処分番号)			
手配都道府県 及び処分種別	手配都 道府県	都 道 府 県	処分種別	取消 年		
				停止 日		
出頭指定日	年 月 日 (曜 日) 午 前 ・ 後 時 分					
出頭場所 (住所・施設名)	都・道・府・県 区・市・町・村					
	電話番号					
認知警察官	都 道 府 県 課 ・ 隊 ・ 警察署					
	官職 氏名	警電				

出 頭 命 令 對 象 者 一 覽

[illegible]